

## 参考資料

### 用語解説

(ア行～)

#### ○IPM (アイ・ピー・エム)

IPM (Integrated Pest Management、総合的病害虫管理・雑草管理) とは、病害虫や雑草防除において、化学農薬だけにたよるのではなく天敵、防虫ネット、防が灯など様々な防除技術を組合せ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方。これに基づく防除技術は安全・安心な農産物の安全生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産を両立するために有効である。

#### ○アレルギー

食物の摂取により発疹や喘息症状などを引き起こす反応のうち、食物由来の抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーといい、その原因となる物質をアレルギー(特定原材料)という。近年、食物アレルギーによる健康被害が多く見られるため、平成14年4月からアレルギー物質を含む食品の表示が義務付けられた。

現在は、「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生」の7品目が特定原材料として表示が義務づけられ、大豆、豚肉等20品目が表示を奨励されている。

#### ○遺伝子組換え食品

遺伝子組換え技術によって得られた生物を利用した食品(食品添加物を含む。)のこと。この技術により、作物生産効率の向上や有用成分を強化した食品の開発が可能となり、現在、除草剤耐性や害虫抵抗性等の遺伝子組換え作物(大豆、トウモロコシ、じゃがいも等8作物)と、遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素等の食品添加物が実用化されている。

食品としての安全性と生物多様性への影響(いわゆる環境への安全性)について科学的に評価され、安全性が確認されたものだけが国内での流通・使用が可能な仕組みとなっている。また、遺伝子組換え農産物とその加工食品については、食品表示法に基づいて、表示ルールが定められている。

#### ○栄養教諭

子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し実践する力や望ましい食習慣を子どもたちに身につけさせるため、学校における食育の推進に中核的な役割を担い、学校・家庭・地域との連携・調整を行う。

#### ○疫学調査

疾病とその原因と考えられるものとの間に存在する関連性を証明するため、人間の特定集団内を対象に、罹患率や死亡率など健康に関わる事象の頻度や時間的変動等を統計的に調査すること。

(カ行～)

#### ○環境保全型農業

農業が本来持っている物質循環の機能を活用し、土づくりと合理的な作付体系を基本に、

収量や品質の水準は維持しながら、化学肥料や農薬の使用等による環境への悪影響をできるだけ少なくした持続性をもった農業のこと。

### ○GAP（ギャップ）（農業生産工程管理）

Good Agricultural Practice の略。

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

### ○牛トレーサビリティ法

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」という。牛に個別識別番号が印字された耳標を装着し、生産流通履歴情報の把握を可能とする制度。

### ○高病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザのうち、鳥に対して高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病のこと。家禽への被害だけでなく、豚などの家畜を介して新型インフルエンザにウイルスが変異することが知られているため、様々な感染対策がとられている。

なお、家禽の肉や卵等を食べることで人が感染する可能性はないと考えられている。

## （サ行～）

### ○収去検査

食品衛生監視員が、食品衛生法に基づいて食品関係営業施設に立ち入り、試験検査の検体として必要な最小限量の食品等は無償で持ち帰り検査すること。

### ○消費期限と賞味期限

食品の期限表示には、消費期限（品質が急速に劣化しやすい食品が対象）と賞味期限（品質の劣化が比較的遅い食品が対象）の2種類があり、ともに包装を開封する前の期限であること、定められた方法により保存することを前提としている。

各期限設定は、食品の情報を正確に把握している製造業者等が科学的、合理的根拠をもって適正に設定することとされている。

### ○食育

現在及び将来に渡り、健康で文化的な国民の生活や豊かで活力のある社会を実現するため、さまざまな経験を通じて、食の安全性や栄養、食文化などの「食」に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することのできる人間を育てること。

### ○食生活改善推進協議会

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、子どもから高齢者まで幅広く食育活動を行う全国組織のボランティア団体。ヘルスマイトの愛称で知られ、各地域において食生活を中心にした健康づくり活動を行っている。

### ○食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、都道府県知事等がその職員の中から任命した者。食品関係施設に臨検し、食品関係営業施設の許可及び監視指導、食中毒事故等の調査、営業者等への衛生教育などを行っている。

## ○食品衛生監視指導計画

食品衛生法の規定により、都道府県知事等が地域における食品等事業者の施設の設置状況、食品衛生上の危害の発生状況、その他地域の実情に応じて、年度毎に定めて公表する監視指導及び検査等の実施計画のこと。

## ○食品衛生指導員

食品関係業者で組織する（一社）高知県食品衛生協会が委嘱する者で、営業施設の巡回指導、食中毒予防の広報活動、自主衛生管理の推進、営業許可についての相談などの活動を行っている。

## ○食品衛生責任者

食品衛生法施行条例で食品営業施設に設置が義務づけられている者。調理師等の有資格者の他、講習会の課程を修了した者が責任者となり、施設及び食品取り扱い等に関する衛生管理、従業員の教育訓練等を行う。

## ○食品添加物

食品の製造の過程において使用されるもの、または食品の加工若しくは保存などの目的で、食品に添加、混和などの方法によって使用されるものをいい、保存料、甘味料、着色料等が該当する。食品添加物は、食品衛生法に基づき、厚生労働大臣が指定するもの以外は原則として使用が認められない。

## ○食品表示ウォッチャー

消費者の日常の購買行動を活用したモニタリング調査と、不適正な食品表示に関する情報収集を通じて、食品表示の適正化を図る取組。

ウォッチャーは、県内で食品を販売している店舗を対象とした、日常の購買行動を通じて把握した食品表示の状況について、定期的に県に報告をする。県はその報告を受けて、不適正な食品表示のある店舗に対し、表示の適正化を図るように指導している。

(タ行～)

## ○大量調理施設衛生管理マニュアル

特定給食施設等の大量調理施設における食中毒を予防するため、HACCPの考え方に基づいて調理工程における重要な衛生管理事項などを示した厚生労働省のガイドライン。

## ○地産地消

「地域で生産された食材(地域食材)をその地域で消費すること」を略した用語。

単に地域の食材を消費するだけでなく、生産と消費の距離を近づけ、両者の顔が見える関係を作ることで、「人と人のつながり」ができ、最終的には「地域づくり」にもつながる取組のこと。

## ○動物用医薬品、動物用医薬品（水産用医薬品）

動物用医薬品とは、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品のこと。牛、豚、鶏等の畜産物や養殖魚等の病気の診断、治療、予防などに使われるもので、その製造・販売・使用については医薬品医療機器等法で規制されている。また、食品衛生法で

残留基準値が設定されており、これを超えて残留する食品は販売禁止などの措置がとられる。

なお、動物用医薬品のうち水産動物の疾病の治療等に使用されるものを「水産用医薬品」という。

## ○トレーサビリティ

食品のトレーサビリティは、農産物や加工食品等の食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」ことをいう。食品の生産、加工、流通等の各段階で、個々の生産者・事業者が、商品・原材料の入荷と出荷に関する記録等を作成・保存しておくことにより、結果として、食品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故等の問題があった際の迅速な回収、早期の原因究明等に役立つ。

国産牛肉については「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」で、また、米・米加工品に関しては「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」により、記録の作成、保存等が義務付けられている。食品衛生法においても、原材料や販売する製品の仕入れ元等の記録の作成・保存を努力義務として規定している。

## (ナ行～)

### ○農薬残留基準

食品衛生法に基づき、食品中に残留しても許容される農薬の最大上限値を定めるもの。残留基準を超えて農薬が残留している食品は、国産品、輸入品を問わず、流通、販売などが禁止される。(いわゆる「ポジティブリスト制度」)

### ○農林水産物直販所（農産物等直販所）

常設店舗であって、生産者又は生産者グループが自ら生産、または製造したものを直接販売する店舗のことをいう。

### ○ノロウイルス

主に冬季に流行する感染性胃腸炎の主な原因となるウイルス。ウイルスに汚染された飲食物を口にすることで感染する場合と、人から人へ二次感染を起こす場合がある。

ノロウイルスによる食中毒はカキ等の二枚貝によるものがよく知られているが、近年はノロウイルスに感染した調理従事者を介した食中毒が多く発生している。

## (ハ行～)

### ○放射線、放射能、放射性物質

放射能とは、放射線を出す能力のことをいい、放射性物質とは、放射線を出す能力（放射能）を持つ物質のことをいう。

懐中電灯で例えると、光が放射線、光を出す能力が放射能、懐中電灯が放射性物質に当たる。

### ○HACCP（ハサップ）（危害要因分析・重要管理点）

食品の衛生管理システムの一つで、Hazard Analysis and Critical Control Point の略。原材料の受入れから最終製品までの食品の製造・加工の各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の危害要因をあらかじめ分析（HA）してリストアップし、危害防止につな

がる特に重要な工程（CCP）を継続的に監視・記録するシステム。問題のある製品の生産や出荷を未然に防止し、最終製品の安全性の向上を図ることが可能となる。HACCP システムによる衛生管理を実施するためには、前提として「衛生標準作業手順」（SSOP：Sanitation Standard Operating Procedures）の策定と実施等、一般的衛生管理が適切に実施される必要がある。

### ○BSE（牛海綿状脳症）

牛の病気の一つ。異常プリオン蛋白質と呼ばれる物質が主に脳に蓄積することによって脳の組織がスポンジ状になり、中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられている。

### ○病害虫等防除指針（病害虫防除指針・除草剤使用指針・植物成長調整剤使用指針）

本県の主要な栽培作物の病害虫対策について、農薬の防除効果だけではなく、使用者に対する急性毒性や水生生物などへの影響についても考慮した使用農薬を示すとともに、より効果的な防除対策の参考となるよう、病害虫・雑草の防除のポイントや注意事項等についてまとめたもの。

### ○フードチェーン

食品の一次生産から販売に至るまでの食品供給の行程のことをいう。食品供給行程の各段階であらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼす可能性があるため、各段階で必要な対応が適切に取られるべきである。

### ○ポジティブリスト制度

原則禁止の中で、残留を認めるものを一覧表に示す制度のこと。食品衛生法の改正により、平成 18 年 5 月から、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品についてポジティブリスト制度が導入され、残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が原則禁止された。

## （マ行～）

### ○マイナー作物

病害虫や雑草の防除に使用される農薬は、国の登録制度による農薬登録が必要である。全国的に生産量の少ない農作物については、使用量（農薬の販売量）が限られるため、登録農薬が少ないのが一般的で、病害虫防除に支障をきたす場合がある。この対応策として、農林水産省は年間生産量 3 万トン以下であるマイナー作物の農薬登録に対し支援を行っている。

### ○モニタリング調査、検査

検査対象品の実態を把握するために行われる、監視・観察の意味を持つ日常的・継続的な調査及び検査のこと。

## （ラ行～）

### ○リスク

食品中にハザード（危害要因）が存在する結果として生じるヒトの健康への悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）。

## ○リスクコミュニケーション

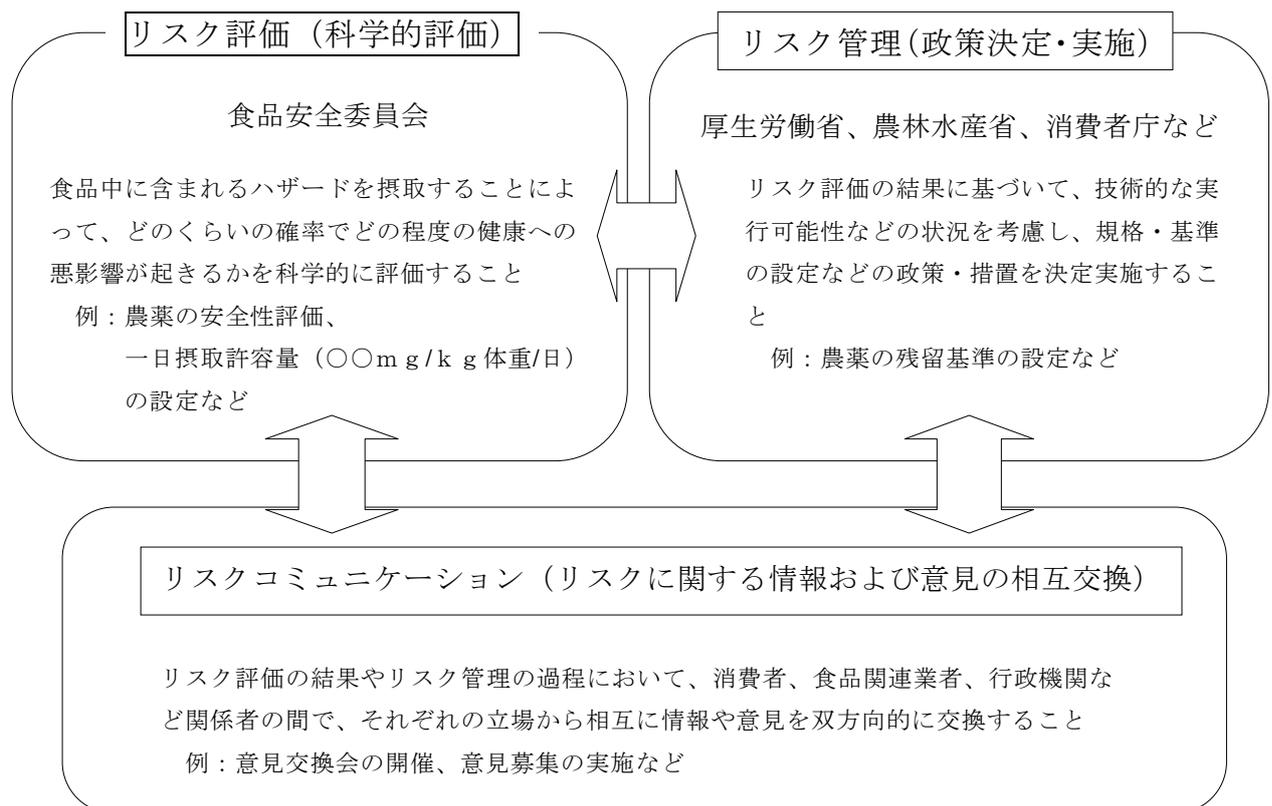
リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売等の関係者（ステークホルダー）がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができる。

## ○リスク分析（リスクアナリシス）

食品中に含まれるハザードを摂取することによってヒトの健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを低減するための考え方。食品にゼロリスクはない。食品が安全かどうかは摂取する量（ばく露量）による。リスクを科学的に評価し、低減を図るといふリスク分析（リスクアナリシス）の考え方に基づく食品安全行政が国際的に進められている。

リスク分析は、リスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションの3つの要素からなっており、これらが相互に作用し合うことによって、より良い成果が得られる。

（参考）リスク分析3要素（わが国における食品安全行政の場合）



目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 6 条)

第 2 章 食の安全・安心の確保に関する施策

第 1 節 推進体制(第 7 条―第 12 条)

第 2 節 自主管理の推進(第 13 条・第 14 条)

第 3 節 安全・安心対策の推進(第 15 条―第 21 条)

第 4 節 安全・安心な食品の生産及び供給の支援(第 22 条・第 23 条)

第 5 節 相互理解、連携及び協働の推進(第 24 条―第 26 条)

第 3 章 高知県食の安全・安心推進審議会(第 27 条―第 32 条)

第 4 章 雑則(第 33 条)

附則

食は、生命と健康の土台であり、その安全・安心が確保されることは、私たちの健康を保護する上で最も重要である。

私たちの食生活は、近年の国際化の進展や科学技術の発展による多様な食品の生産・流通により豊かになる一方で、汚染物質等の食品への残留、牛海綿状脳症の発生、さらには、食品の表示の偽装等さまざまな問題が発生している。

高知県は、古くから米の二期作や園芸作物をはじめとする農林水産物の供給地として発展してきた。また、近年では、収穫量や品質などで一定の水準を満たしながら化学肥料や農薬の使用等による環境への負荷を少なくする「環境保全型農業」を積極的に推進するなど、時代に即した安全・安心な食品の供給地としての役割を果たしてきている。

このような本県において、食の安全・安心を確保する施策を推進することは、県民の健康を保護するとともに、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大を通じて、本県の農林水産物の発展にも大きく寄与するものである。

ここに、私たちは、食の安全・安心の確保について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、このために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、食品の安全性及び信頼性(以下「食の安全・安心」という。)の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び生産者・事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「食品」とは、全ての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。)をいう。

2 この条例において「生産者・事業者」とは、肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若し

くは添加物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。)又は器具(同条第4項に規定する器具をいう。)若しくは容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

(基本理念)

第3条 食の安全・安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全・安心の確保は、生産者・事業者が、その責務を確実に遂行することを基礎として推進されなければならない。
- 3 食の安全・安心の確保は、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大が図られることによって、推進されなければならない。
- 4 食の安全・安心の確保は、県民、生産者・事業者、国、県等全ての関係者の相互理解、連携及び協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める食の安全・安心の確保についての基本理念に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(生産者・事業者の責務)

第5条 生産者・事業者は、その事業活動を行うに当たって、自らが食の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全・安心を確保するために必要な措置を適切に講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、生産者・事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の積極的な提供に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、生産者・事業者は、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力しなければならない。

(県民の役割)

第6条 県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

## 第2章 食の安全・安心の確保に関する施策

### 第1節 推進体制

(食の安全・安心推進計画)

第7条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、高知県食の安全・安心推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 食の安全・安心の確保に関する施策の目標及び目指すべき方向性
  - (2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する重要事項
- 3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、県民及び生産者・事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第27条第1項に規定する高知県食の安全・安心推進審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(危機管理体制の整備等)

第8条 県は、食品により人の健康に係る重大な被害が発生し、又は拡大することを防止するため、緊急の事態への対処に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第9条 県は、食の安全・安心の確保に関する調査研究を行うとともに、その成果の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理、分析等を行い、県民に対し、正確な情報を提供するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への配慮)

第12条 県、生産者・事業者及び県民は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するに当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

## 第2節 自主管理の推進

(自主的な衛生管理の推進)

第13条 生産者・事業者は、食の安全・安心の確保に関する関係法令を遵守することはもとより、自らが取り扱う食品に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公表並びにその遵守に努めるなど、自主的な衛生管理を推進しなければならない。

2 県は、前項に規定する生産者・事業者の取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(表示及び情報の記録等)

第14条 生産者・事業者は、食品の表示が食の安全・安心の確保に重要な役割を果たしていることを考慮して、適正な表示を実施するとともに、食品の生産から販売に至る一連の行程における適切な情報の記録、保管及び伝達に努めなければならない。

2 県は、前項に規定する生産者・事業者の取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

## 第3節 安全・安心対策の推進

(生産から販売に至る監視、指導等)

第15条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品の生産から販売に至る一連の行程について、一貫した監視、指導及び検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(適正表示の確保)

第16条 県は、食品の表示に係る諸制度の総合的な運用により、食品の適正な表示を確保するとともに、県民に対する食品の表示の学習機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(認証制度の推進)

第17条 県は、一定の基準以上の品質を具備する、又は一定の要件・基準に基づいて生産された県産食品の認証制度を積極的に推進し、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大を図るものとする。

(供給の禁止)

第18条 生産者・事業者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

- (1) 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 11 条の規定により使用を禁止された農薬が使用された農林水産物である場合
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 3 の規定により使用を禁止された医薬品又は再生医療等製品が使用された農林水産物である場合  
(危害情報の申出)

第 19 条 食の安全・安心の確保が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得た者は、知事に対し、適切な対応をするよう申出をすることができる。

- 2 知事は、前項の申出の内容に相当な理由があると認めるときは、食の安全・安心の確保に関する関係法令又はこの条例に基づき速やかに調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第 20 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、生産者・事業者若しくは生産者・事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、それらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うため必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。

- 2 前項の規定に基づき立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定に基づく権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(勧告及び公表)

第 21 条 知事は、前条第 1 項の規定に基づく立入調査等の結果、食の安全・安心の確保への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、他の法令に基づき措置を講ずる場合を除き、生産者・事業者又は生産者・事業者により構成される団体その他の関係者に対し、当該食品の出荷又は販売の停止その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づく勧告を受けたものが当該勧告に正当な理由がなく従わない場合は、その旨を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定に基づき公表しようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となるものに対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。ただし、公益上緊急を要する場合は、この限りでない。

#### 第 4 節 安全・安心な食品の生産及び供給の支援

(食育の推進等)

第 22 条 県は、日本型食生活(米を中心に、水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活のことをいう。)の実践の促進、地産地消(地域で生産されたものを当該地域で消費することをいう。)の推進等を通じて、食育(食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。次項において同じ。)の推進並びに消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給の拡大を図るものとする。

- 2 県は、食育の推進に当たっては、特に子どもが、健全な食習慣を身につけるとともに、伝統のある優れた食文化を継承することができるよう、地域の特色を生かした学校給食の実施をはじめとして、家庭、学校、保育所、地域等が行う取組を促進するものとする。  
(農林水産業の支援)

第 23 条 県は、食の安全・安心が確保された農林水産業を推進するため、生産基盤の整備、技術開発及びその成果の普及啓発をはじめとして、生産から販売に至る一連の行程について支援措置を講ずるものとする。

第 5 節 相互理解、連携及び協働の推進  
(情報及び意見の交換の促進)

第 24 条 県は、食の安全・安心の確保に関し、県民と生産者・事業者が相互に理解を深め、信頼関係を構築することを目的として、情報及び意見の交換を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携等)

第 25 条 県は、食の安全・安心を確保するため、国及び他の地方公共団体と連携して、施策を推進するものとする。

2 県は、食の安全・安心を確保するため、必要に応じ、国及び他の地方公共団体に対し意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(関係者との協働)

第 26 条 県は、食の安全・安心を確保するため、消費者及び生産者・事業者並びにこれらの者により構成される団体と協働して、施策を推進するものとする。

第 3 章 高知県食の安全・安心推進審議会  
(設置等)

第 27 条 県における食の安全・安心の確保に関する施策について調査審議するため、知事の附属機関として、高知県食の安全・安心推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 食の安全・安心の確保に関する関係者の相互理解、連携及び協働に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第 28 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 消費者

(2) 生産者・事業者

(3) 学識経験者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、知事が適当であると認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

6 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

7 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 29 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 30 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 31 条 審議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、県民、生産者・事業者その他の関係者から意見又は説明を聴くことができる。

(会長への委任)

第 32 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 第 4 章 雑則

(委任)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条及び第 21 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附 則(平成 26 年 10 月 21 日条例第 73 号)

この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

## 食品の一般相談窓口

機 関	住 所	電話番号
安芸福祉保健所	安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎	0887-34-3173
中央東福祉保健所	香美市土佐山田町山田 1128-1	0887-53-3190
中央西福祉保健所	高岡郡佐川町甲 1243-4	0889-22-2588
須崎福祉保健所	須崎市東古市町 6-26 須崎第二総合庁舎	0889-42-1999
幡多福祉保健所	四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎	0880-34-5119
高知市保健所	高知市丸ノ内 1-4-45	088-822-0588
消費生活センター	高知市旭町 3-115	088-824-0999
食品・衛生課	高知市丸ノ内 1-2-20 県庁	088-823-9672

### 【食の安全・安心に関する関係各課】

部 課 名		電話番号
高知県	健康政策部 健康長寿政策課	088-823-9675
	〃 医事薬務課	088-823-9682
	〃 食品・衛生課	088-823-9672
	文化生活部 県民生活・男女共同参画課	088-823-9653
	産業振興推進部 地産地消・外商課	088-823-9704
	商工労働部 新産業推進課	088-823-9751
	農業振興部 農業政策課	088-821-4510
	〃 環境農業推進課	088-821-4861
	〃 産地・流通支援課	088-821-4806
	〃 地域農業推進課	088-821-4541 088-821-4537
	〃 畜産振興課	088-821-4553
	林業振興・環境部 木材産業振興課	088-821-4591
	水産振興部 漁業振興課	088-821-4829
	〃 合併・流通支援課	088-821-4557
	教育委員会 幼保支援課	088-821-4882
〃 スポーツ健康教育課	088-821-4928	
高知市	生活食品課	088-822-0588